

生活福祉資金のご案内

～生活福祉資金貸付制度とは～

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の安定した生活と経済的自立を図ることを目的としています。

※貸付けのため償還（返済）が必要です。（給付ではありません。）

借入世帯の生活の安定や立て直しを図ることを目的としていますので、申込から償還完了まで、社会福祉協議会や担当民生委員等の関係機関が継続して相談支援を行います。

まずはお住まいの市町村社会福祉協議会や地区の民生委員にご相談ください。

I	ご利用いただける世帯	…1
II	利用にあたっての留意点	…1
III	各資金のご案内	
III-1	総合支援資金 (失業等により生活の維持が困難になった世帯が生活の立て直しを図ることを目的とした貸付)	…3
III-2	福祉資金（福祉費） (住宅改修、転居費用、障害者世帯の自動車購入等日常生活を送る上で一時的に必要な費用に対する貸付)	…4
III-3	福祉資金（緊急小口資金） (緊急かつ一時に世帯の生計維持が困難となった場合の貸付)	…5
III-4	教育支援資金 (学校の就学費用に対する貸付)	…6
III-5	不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金） (現在お住まいの居住用不動産を担保にした生活費の貸付)	…7
III-6	不動産担保型生活資金（要保護世帯向け不動産担保型生活資金） (生活保護の実施機関で要保護と認めた世帯に現在お住まいの居住用不動産を担保にした生活費の貸付)	…8
IV	償還（返済）について	…9



社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

I ご利用いただける世帯（対象世帯）※資金種類によって対象世帯が異なります。

1 低所得世帯

貸付にあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯

世帯の総収入が生活保護基準の概ね1.7倍以下の世帯

2 障害者世帯

次のいずれかの方が属する世帯

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ・その他現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる方

3 高齢者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯

※福祉資金の対象は加えて、日常生活上療養又は介護を要すること

世帯の総収入が生活保護基準の概ね2倍以下の世帯

④生活保護受給世帯の方について

福祉事務所が借入の必要性を認めていることが必要です。まずは福祉事務所までご相談ください。（貸付対象となる資金は限られます。）

II 利用にあたっての留意点

1 申込者について

- ・世帯の生計中心者*が申込をします。＊世帯で一番収入が多く中心となって生計を支えている方
- ・資金によっては、資金を利用する方が申込をし、生計中心者が連帯して申込を行います。

2 連帯保証人について

原則として1名必要です。

※連帯保証人を立てられない場合でも申込は可能です。

※緊急小口資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金は不要です。

④本資金の借受人又は借入申込者は、他の借受人又は借入申込者の連帯保証人にはなれません。

また、本資金の連帯保証人は、他の借受人又は借入申込者にはなれません。

3 外国籍の方について

- ・在留資格が「永住者」「特別永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかである方。
- ・在留カードの交付を受けている方。
- ・現住所に6ヶ月以上居住し、永住する確実な見込みがあること。

4 貸付利子、延滞利子について

(1) 貸付利子

【総合支援資金・福祉資金（福祉費）】

連帯保証人を立てる場合 …無利子

連帯保証人を立てられない場合 …年1.5%※据置期間中は無利子です。

【福祉資金（緊急小口資金）・教育支援資金】

無利子

【不動産担保型生活資金】

年3%か長期プライムレートのいずれか低い方

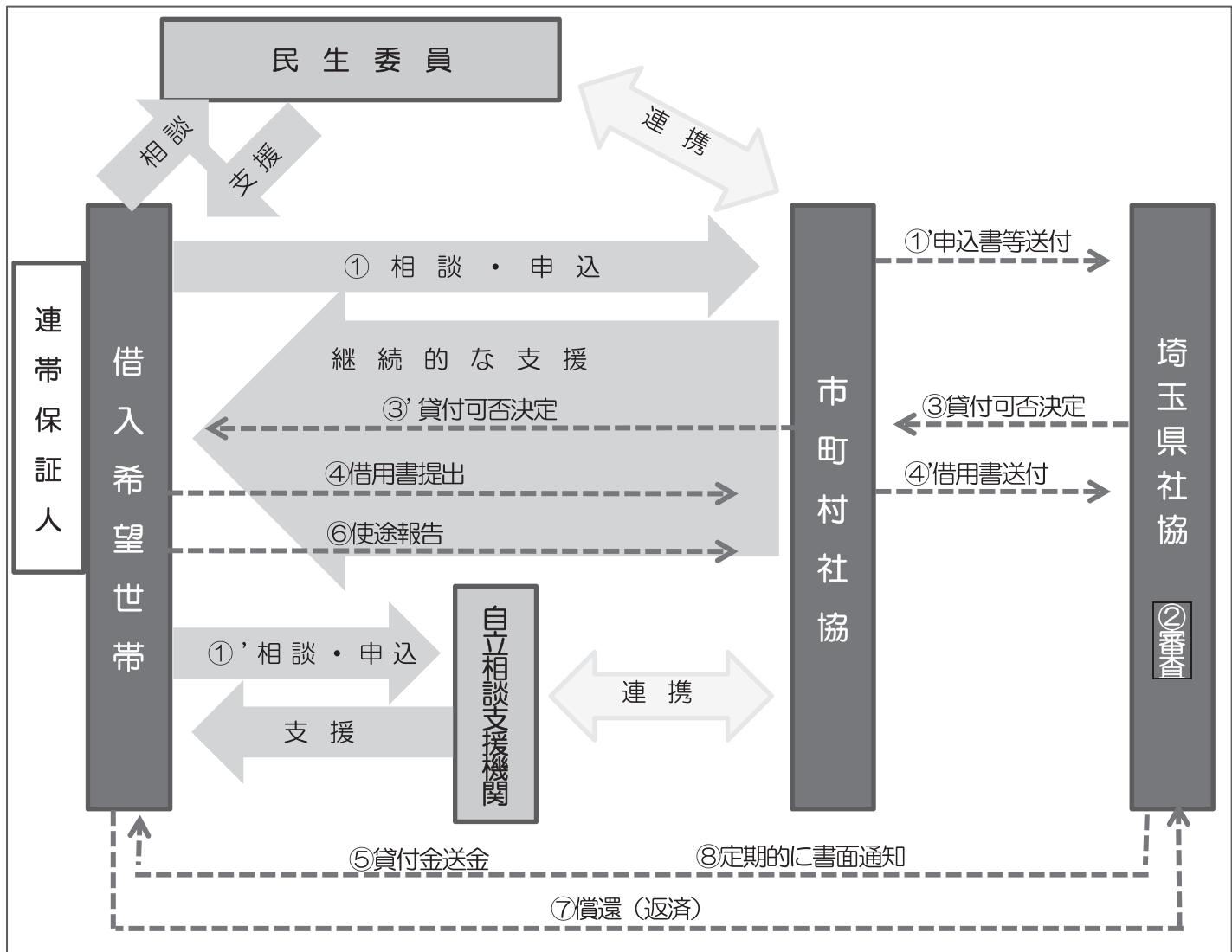
(2) 延滞利子

各資金とも、償還期限までに貸付元利金の償還が完了していない場合、その残元金に対して年3%の延滞利子が加算（延滞日数割）されます。

5 その他

- ・世帯単位での貸付となりますので、ご家族の状況も伺わせていただきます。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯は、ご利用いただけません。
- ・本資金は、今後発生する費用について貸付を行うものであるため、既に購入、発注、着工、支払い済みのものは対象外です。（福祉資金福祉費における冠婚葬祭に必要な経費の葬儀の場合や緊急小口資金等を除きます。）
- ・ご相談いただいた時点で、多額の負債がある、租税滞納があるなど、世帯の支援にならないと判断される場合には、貸付を行わないことがあります。
- ・貸付の可否は書類審査で決定します。審査には一定期間を要します。必要な書類等はお住まいの市町村社会福祉協議会で確認してください。
- ・虚偽の申込や不正な手段により貸付を受けようとした場合は、貸付は行いません。また、これらの方針により貸付を受けた場合、全額返金していただきます。
- ・資金種類によっては、貸付後、使途の報告をしていただきます。借入申込時と異なる資金使途であった場合等は、返金していただく場合があります。
- ・貸付後は、転居等世帯状況の変化について報告するなど、借受人としての責務があります。

6 手続きの流れ



※上記は基本的な流れを示したもので、相談内容によって変則的になる場合や、他の公的機関等と連携する場合もあります。

※事前相談が原則となりますので、お早めにご相談ください。

※総合支援資金、緊急小口資金の貸付にあたっては、原則自立相談支援機関の支援を受けることが必要です。

※困りごとや不明なことがありましたら、社会福祉協議会へご相談ください。

III 各資金のご案内

III-1 総合支援資金

失業者等、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費等一時的な資金を必要とし、貸付により自立が見込まれる世帯に対して貸し付ける資金です。

1 貸付対象

以下のいずれの条件にも該当する世帯

- ・低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- ・資金の貸付を受けようとする方の本人確認が可能であること
- ・失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと
- ・現に住居を有していること又は生活困窮者住居確保給付金＊（以下、住居確保給付金）の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること（当該給付金を利用できる方で、自身の意志により利用しない場合は対象としません。）
- ・原則、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること
- ・社会福祉協議会が貸付及び関係機関（自立相談支援事業実施機関や自治体、公共職業安定所等）とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めるこ

*生活困窮者住居確保給付金：離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失又は喪失するおそれのある方を対象として、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う制度です。

2 資金種類・使途・限度額等

資金種類	資金使途	貸付限度額	据置期間	償還期間
生活支援費 ※1	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月額 20万円以内 (単身) 月額 15万円以内	最終貸付日から 6月以内	
住宅入居費 ※2	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 (例：敷金礼金、賃料、共益費、仲介手数料、火災保険料、入居保証料、引越し費用等)	40万円以内	貸付の日(生活支援費と併用の場合は生活支援費の最終貸付日)から 6月以内	10年以内
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用 (例：住居の退去や電気・ガス・水道が止められる場合に滞納分の支払等)	60万円以内		

※1 貸付期間は、原則3月とし、就職活動を誠実に継続している場合などにおいて最長12月まで延長

※2 住居を喪失している方が総合支援資金を利用する場合は、必ず住居確保給付金を併用する

3 利用時の留意点

- ①申込者は、失業等前は世帯で一番収入が多く中心となって生計を支えていた方です。
- ②就労により自立が見込めると判断する要件として、離職2年以内であることが必要です。
※離職直後の方や刑事施設から出所直後の方は例外があります。詳細はご相談ください。
- ③自営業または会社等経営者の方が申込する場合は当該事業の経営を継続していない必要があります。

4 その他（P. 1～2もご確認ください）

- ・連帯保証人は原則として1名必要です。（立てられない場合でも申込は可能）
- ・貸付利子は、連帯保証人を立てる場合は無利子、立てられない場合は年1.5%がかかります。（据置期間中は無利子）
- ・貸付の可否は書類審査で決定します。必要な書類等はお住まいの市町村社会福祉協議会で確認してください。
- ・申込から資金交付まで、住宅入居費は2週間程度、生活支援費及び一時生活再建費は3～4週間程度要します。
- ・貸付後、住宅入居費、一時生活再建費は使途の報告が必要です。
- ・生活支援費は毎月月末に翌月分を分割交付します。ただし、毎月の就職活動状況の報告の必要があり、報告がない場合や就職活動が活発でない場合は送金を終了し、償還手続きに入る場合があります。
- ・福祉資金（緊急小口資金）との併用はできません。（償還完了後であれば相談可能）

Ⅲ-2 福祉資金（福祉費）

日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用を貸し付ける資金です。

1 貸付対象

- ・低所得世帯
- ・障害者世帯
- ・高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）

2 資金種類・使途・限度

資金の目的	貸付限度額	据置期間	償還期間
生業を営むために必要な経費	460万円以内		20年以内
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するため必要な経費 (長期訓練生計費含む)	技能を修得する期間が 6月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年以内 580万円以内		8年以内
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内		7年以内
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内		8年以内
障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内		8年以内
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内		10年以内
負傷又は疾病の療養に必要な経費（保健診療に係る医療費自己負担、付随する必要経費）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が 1年以内 170万円以内 1年6月以内※ 230万円以内 ※世帯の自立に必要なとき	貸付けの日 (分割交付の場合は最終貸付日)から6月以内	5年以内
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	サービスを受ける期間が 1年以内 170万円以内 1年6月以内※ 230万円以内 ※世帯の自立に必要なとき		5年以内
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円以内		7年以内
冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内		3年以内
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内		3年以内
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内		3年以内
その他日常生活上一時的に必要な経費 (例：エアコン購入、年金の掛金、障害者の自動車の車検・修理等の維持費等)	50万円以内		3年以内

3 利用時の留意点

(1) 資金種類ごとに、留意いただきたい点があります。詳細はお住まいの市町村の社会福祉協議会までご確認ください。（以下に例を記載します。記載以外にも留意事項があります。）

（例1 生業を営むために必要な経費：総事業費の30%以上の自己資金の用意や、現住所地に6月以上在住）

（例2 技能習得に必要な経費：習得期間が1年を超える場合は1年ごと申込をする）

（例3 長期訓練生計費（技能習得に必要な経費）：国家資格等を取得するための長期公共訓練コースに限る）

(2) 資金種類や世帯の状況により、借受人とともに連帯して債務を負担する連帯借受人を必要とします。

4 その他 (P. 1~2もご確認ください)

- ・連帯保証人は原則として1名必要です。（立てられない場合でも申込は可能）
- ・貸付利子は、連帯保証人を立てる場合は無利子、立てられない場合は年1.5%がかかります。（据置期間中は無利子）
- ・貸付の可否は書類審査で決定します。必要な書類等はお住まいの市町村社会福祉協議会で確認してください。
- ・資金の内容によって使途の報告が必要となります。
- ・申込から資金交付まで1~2月程度要します。（生業を営むために必要な経費は、3月程度要す場合があります。）

Ⅲ-3 福祉資金（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用を貸し付ける資金です。なお、貸付に際しては、原則として法（生活困窮者自立支援法）に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していることが要件となります。

1 貸付対象

- ・低所得世帯
- ・障害者世帯
- ・高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）

2 資金種類・使途・限度

貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
10万円以内	2月以内	12月以内	無利子	不要

【使途】

次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用

- ①医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき
- ②火災等被災によって生活費が必要なとき
- ③年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき
- ④会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき
- ⑤滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき
- ⑥公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき
- ⑦法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき
- ⑧給与等の盗難等によって生活費が必要なとき
- ⑨事故等により日常生活に支障をきたす損害を受けた場合による支出が増えたとき
- ⑩車検に係る費用を支払ったことによる支出が増えたとき
- ⑪入院保証金の支払いと生活費が不足するとき
- ⑫社会福祉施設等からの退出に伴う賃貸住居に入居の際の敷金・礼金等の支払いによる支出が増えたとき
- ⑬賃貸住宅の更新料の支払いと生活費が不足するとき
- ⑭就職が決まり働き始めた方の初回（満額）給与支給までの生活費が不足するとき

3 利用時の留意点

- (1) 県内に住民登録し、現住所の在住期間が1月以上必要となります。（生活保護支給開始までの生活費及び就職後勤務地の関係上引越せざるを得なかった場合を除く。）
- (2) 生活保護受給開始までの生活費として借り入れた場合は、生活保護受給時に一括償還となります。
- (3) すでに生活保護を受給している場合は対象となりません。

4 その他（P. 1～2もご確認ください）

- ・連帯保証人は不要です。
- ・貸付利子は無利子です。償還期限を過ぎると延滞利子が生じます。
- ・貸付の可否は書類審査で決定します。必要な書類等はお住まいの市町村社会福祉協議会で確認してください。
- ・総合支援資金との併用はできません。（償還完了後であれば相談可。）
- ・慢性的な出費による生活費の困窮の場合は対象としない場合があります。

Ⅲ-4 教育支援資金

低所得世帯に属する方が以下の学校に就学するのに必要な経費を貸し付ける資金です。

1 対象となる学校等

学校教育法に規定する学校 ※日本学生支援機構奨学金の対象校

- ・高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含む）
- ・高等専門学校
- ・短期大学（専修学校の専門課程を含む）
- ・大学

2 貸付対象

低所得世帯

3 資金種類・用途・限度額等

資金種類	資金用途	貸付限度額	据置期間	償還期間
教育支援費	低所得世帯に属する方が高等学校、大学、又は高等専門学校に就学するのに必要な経費 (経費例) ・授業料 ・施設設備費、実験実習費、PTA会費 ・通学定期代 ・その他必要と認められる経費 ※入学後も継続的に発生する費用	【高等学校】 月額3万5千円以内 【高等専門学校】 月額6万円以内 【短期大学（専修学校専門課程含）】 月額6万円以内 【大学】 月額6万5千円以内 ※特に必要と認める場合、上記額の1.5倍まで貸付	卒業後 6月以内	20年以内
就学支度費	低所得世帯に属する方が高等学校、大学、又は高等専門学校への入学に際し必要な経費 (経費例) ・入学費、教科書代、制服、体育着代 ・その他必要と認められる経費 ※入学時に一時的にかかる費用	50万円以内		

4 利用時の留意点

- ・高等学校等就学支援金、私立高等学校等父母負担軽減事業、高等学校等奨学金、日本学生支援機構（有利子除く）等の制度が優先となります。なお、ひとり親世帯については、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度も優先となりますのでご確認ください。
- ・教育支援費と就学支度費は併用して申込が可能です。
- ・申込は、1年ごととしています。（世帯状況の変化等を確認するため。）
- ・やむを得ない事情により滞納してしまった高等学校の授業料等に対する貸付相談も受け付けています。
- ・教育支援資金の対象とならない学校へ通う場合は、福祉費（技能習得に必要な経費）での借入れ相談が可能です。

5 その他（P. 1～2もご確認ください）

- ・就学する人が借受人となり、世帯の生計中心者が連帯借受人となります。
 - ・貸付利子は無利子です。償還期限を過ぎると延滞利子が生じます。
 - ・貸付の可否は書類審査で決定します。必要な書類等はお住まいの市町村社会福祉協議会で確認してください。
 - ・申込を本会で受理してから資金交付まで1～2月程度要します。
 - ・貸付後は用途の報告が必要です。（口座振込控や領収書の添付を要する）
 - ・償還は貸付を受けて就学した学校を卒業し、据置期間経過した後に開始されます。（退学等、卒業しなかった場合を除く。）
- ※貸付により就学した学校を卒業した後に大学等に進学した場合、貸付金の償還を猶予する手続き（書類による申請）ができる場合があります。ただし猶予には審査があります。

Ⅲ-5 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対して当該不動産を担保として生活費を貸し付けする資金です。

1 貸付対象

次のいずれにも該当する世帯

- ・借入申込者が単独で所有する居住用不動産(同居の配偶者とともに連帯して資金の貸付を受けようとする場合に限り、当該配偶者と共有している不動産を含む。)に居住している。
- ・借入申込者に配偶者又は借入申込者若しくは配偶者の親以外の同居人がいない。
- ・借入申込者の属する世帯の構成員が原則として65歳以上である。
- ・借入申込者の属する世帯が市町村民税非課税（又は均等割課税）程度の低所得世帯である。
- ・借入申込者が所有している居住用不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていない。
- ・土地の評価額が概ね1,500万円以上である。（マンション等の集合住宅は対象外。）

※貸付月額の設定等により、土地の評価額が1,000万円以上でも対象となる場合があります。

2 貸付用途・限度等

貸付限度額	貸付月額	契約終了	据置期間	償還期間
土地の評価額の 7割程度	月額30万円以内	以下のいずれかの場合 <ul style="list-style-type: none">・借受人、連帯借受人どちらも死亡した時・借受人解約した時・県社協会長が解約した時	契約終了後 3月以内	据置期間 終了時一括

3 利用時の留意点

- ・申込の前に事前相談が必要です。事前相談時に揃えて頂く書類がありますので、お住まいの市町村社会福祉協議会で確認してください。
- ・貸付契約を締結すること等に関し、全ての推定相続人＊の同意を得られるよう努めなければなりません。
- ・申込や貸付契約にかかる費用（各種証明書、不動産評価費用、不動産登記費用等）は自己負担となります。貸付に至らなかった場合や申込を辞退された場合でも、かかった経費はご負担いただきます。
- ・貸付期間中に、社会福祉施設への入所または病院に入院した場合等で、長期間居住地を不在にする場合は、貸付の停止または、解約となります。
- ・貸付限度額に達した場合でも、貸付契約が終了するまで、自宅に住み続けることができます。

＊推定相続人：相続が発生した時に相続人となる予定の方（相続権のある方）

4 その他（P. 1～2もご確認ください）

- ・連帯保証人は推定相続人から1名必要です。
- ・貸付利子は、年3%か長期プライムレートのいずれか低い方の利率がかかります。貸付契約が終了するまで利子が発生します。
- ・調査や審査の準備等の都合上、事前相談から貸付金送金までに3～4ヶ月程度要します。
- ・償還は、契約が終了し、据置期間が終了するまでに貸付元利金を一括返済していただきます。その際は、連帯保証人が中心となり、相続人が償還の手続き（不動産売却等）を行っていただきます。
- ・詳細はお住まいの市町村社会福祉協議会までご確認ください。

Ⅲ-6 要保護不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金です。

1 貸付対象

次のいずれにも該当する世帯

- ・借入申込者が単独で所有する居住用不動産（同居の配偶者とともに連帯して資金の貸付けを受けようとする場合に限り、当該配偶者と共有している不動産を含む。）を所有している。
- ・借入申込者及び配偶者が原則として65歳以上である。
- ・借入申込者の属する世帯が、本制度を利用しなければ、生活保護の受給を要することとなる要保護世帯であると保護の実施機関（生活保護法第19条第4項に規定する保護の実施機関をいう。以下同じ。）が認めている。
- ・借入申込者が所有している居住用不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていない。
- ・不動産の評価額が概ね500万円以上である。※集合住宅（マンション等）も対象。

2 貸付使途・限度等

貸付限度額	貸付月額	契約終了	据置期間	償還期間
評価額の7割程度 ※集合住宅は5割程度	福祉事務所の意見を参考に決定	以下のいずれかの場合 <ul style="list-style-type: none">・借受人、連帯借受人どちらも死亡した時・借受人が解約した時・県社協会長が解約した時	契約終了後3月以内	据置期間 終了時一括

3 利用時の留意点

- ・保護の実施機関（福祉事務所等）が必要と認めていることが必要となりますので、まずはお住まいを管轄する機関までご相談ください。

4 その他（P. 1～2もご確認ください）

- ・連帯保証人は不要です。
- ・貸付利子は、年3%か長期プライムレートのいずれか低い方の利率がかかります。貸付契約が終了するまで利子が発生します。
- ・調査や審査の準備等の都合上、事前相談から貸付金送金までに数ヶ月程度要します。

IV 償還（返済）について（不動産を担保とした貸付を除く）

1 償還の開始時期について

- (1) 貸付決定時に定めた据置期間経過後に償還が始まります。
- (2) 据置期間は送金完了後の翌月から始まります。ただし、教育支援資金は、貸付を受け就学した学校を卒業した翌月から据置期間が始まります。

2 償還手段の方法

- (1) 貸付決定時の方法（月賦・半年賦・年賦）、期間、回数で償還していただきます。下記の①～③の方法で償還いただきます。便利な口座振替の利用をお勧めします。

①口座振替

- ・貸付決定時等に口座振替利用の申込手続が必要となります。
- ・振替は、毎月 13 日です。（土日、祝日にあたる場合は翌営業日。）
- ・1 回の振替に際し、手数料 115 円がかかります。

②払込用紙による振込

- ・本会所定の「振込依頼書」を使い、銀行等窓口でお振込みください。
- ・「埼玉りそな銀行」「りそな銀行」の本支店窓口から振り込む場合は、振込手数料がかかりません。それ以外の銀行等窓口からの振込手数料はご本人様負担となります。なお、所定の用紙はコンビニでは利用できません。
- ・本会銀行口座に入金された日が償還日となります。お振込手続き後、本会口座に入金されるまで 2～3 営業日がかかりますので、償還期日（月末）まで余裕をもってお振り込みください。

③ATM・ネットバンキングによる振込

- ・所定用紙に記載されている本会銀行口座へお振込ください。その際は、お名前の前に貸付コードを入力してください。
- ・振込手数料はご本人様負担となります。

3 償還の留意点

- (1) 据置期間や償還期間・償還額等の条件は貸付決定後に通知する書類等で必ずご確認ください。
- (2) 最終償還期限日が過ぎても貸付元利金の償還が完了していない場合、最終償還期限日の翌日からその残元金に対して年 3% の延滞利子が（延滞日数割）加算されます。※令和 3 年 3 月 31 日現在
- (3) 「残りの元利金を一括で返済したい」場合や「繰上げ返済をしたい」場合は、必ず事前に申請を行った市町村社会福祉協議会又は、埼玉県社会福祉協議会までご相談ください。
- (4) その他、償還に関してお困りごとがあれば、市町村社会福祉協議会又は、埼玉県社会福祉協議会にいつでもご相談ください。

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

〒330-8529 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ
TEL : 048-822-1192 FAX : 048-822-1449
URL : <http://www.fukushi-saitama.or.jp/site/>

令和3年3月作成